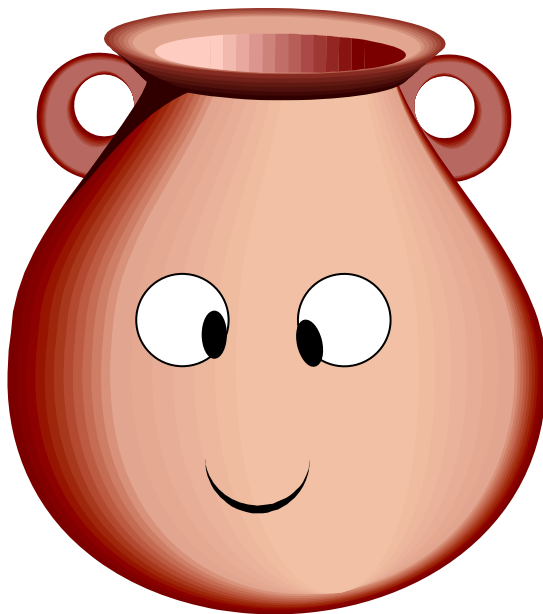


# 高齢者を 悪質商法被害から守る 見守りのツボ



高齢者を狙った悪質商法の被害が後を絶ちません。  
悪質商法の被害を防ぐためには、被害の未然防止と早期発見  
が重要になります。

このパンフレットでは、家族の方・民生委員の方や普段から高  
齢者の見守りをされているボランティアの方が利用しやすいよう  
に、悪質商法被害の未然防止と早期発見のためのポイントをまと  
めてみました。

皆さんの見守りの一助になれば幸いです。

福岡市消費生活センター

## 1. 高齢者の悪質商法被害には、こんな特徴があります

悪質商法の被害にあった高齢者のうち、かなり多くの方がだまされたことに気づいていません。また、気づいたとしても「被害にあったことが恥ずかしい」「まわりに迷惑をかけたくない」「多額のお金を支払ってしまったのでいまさら家族に言いづらい」などと考えて、実に4割以上の高齢者が誰にも被害を打ち明けていないという実態があります。ですから、高齢者の周囲の方々が、悪質業者にだまされていないか、トラブルになったりしていないか気づくことが、とても重要になります。

## 2. だまされるほうだって悪い？ そんなことはありません

悪質業者は、だましのプロです。その手口は、巧妙かつ狡猾です。最新の情報に疎かったり、判断力が十分とは言えない高齢者や認知症の症状が見られるような人までターゲットにしているのですから「だまされるほうだって悪い」などというのは、大きな間違いです。そのような考えで、きつい言葉で問いつめたり、非難したりすれば、被害にあった高齢者は心を閉ざし、被害の解決からは遠ざかっていきます。

「だまされたほうは悪くない」を根本において、被害にあった高齢者に共感しながら話を聞きましょう。

## 3. ここに気をつけて！悪質商法被害を防ぐ見守りのポイント

見守りを行う高齢者のプライバシーや意向を尊重することが、信頼関係を築く上でとても大切です。その中で、事情が許せば、玄関先でなく部屋に入れてもらうことでわかることもあります。毎月高齢の親に会っていたのに、玄関先で無事を確認するだけだったため被害に気づかなかったケースもあります。見守りを行う中でこんなサインがあれば注意しましょう。



### ① 見慣れない人が出入りしている

☞住宅工事の勧誘を受けていたり、複数の契約を結ばされている可能性があります。「その業者は信用できますか」などとひと声かけましょう。



### ② 家に見慣れないダンボール箱や新しい商品、契約書類などがある

☞まとまった量の健康食品や未使用の健康用具を次々購入させられている疑いがあります。購入したいきさつをさりげなく聞いてみましょう。



### ③ かかってきた電話を切れなくて困っている

☞電話勧誘販売のターゲットにされている可能性があります。横から用事を頼むなどして電話を切りやすい理由を作ってあげましょう。



### ④ いつもより表情が暗く元気がないようだ

☞悪質商法の被害にあった高齢者は、しばしば自分を責めてふさぎこむことがあります。優しく声をかけて話を聞きましょう。



### ⑤ 急に外出が増えた

☞いそいそと楽しそうに出かける回数が増えたときには、健康講座商法などの販売会場へ出かけている可能性があります。さりげなく話を聞きましょう。



### ⑥ お金に困っている

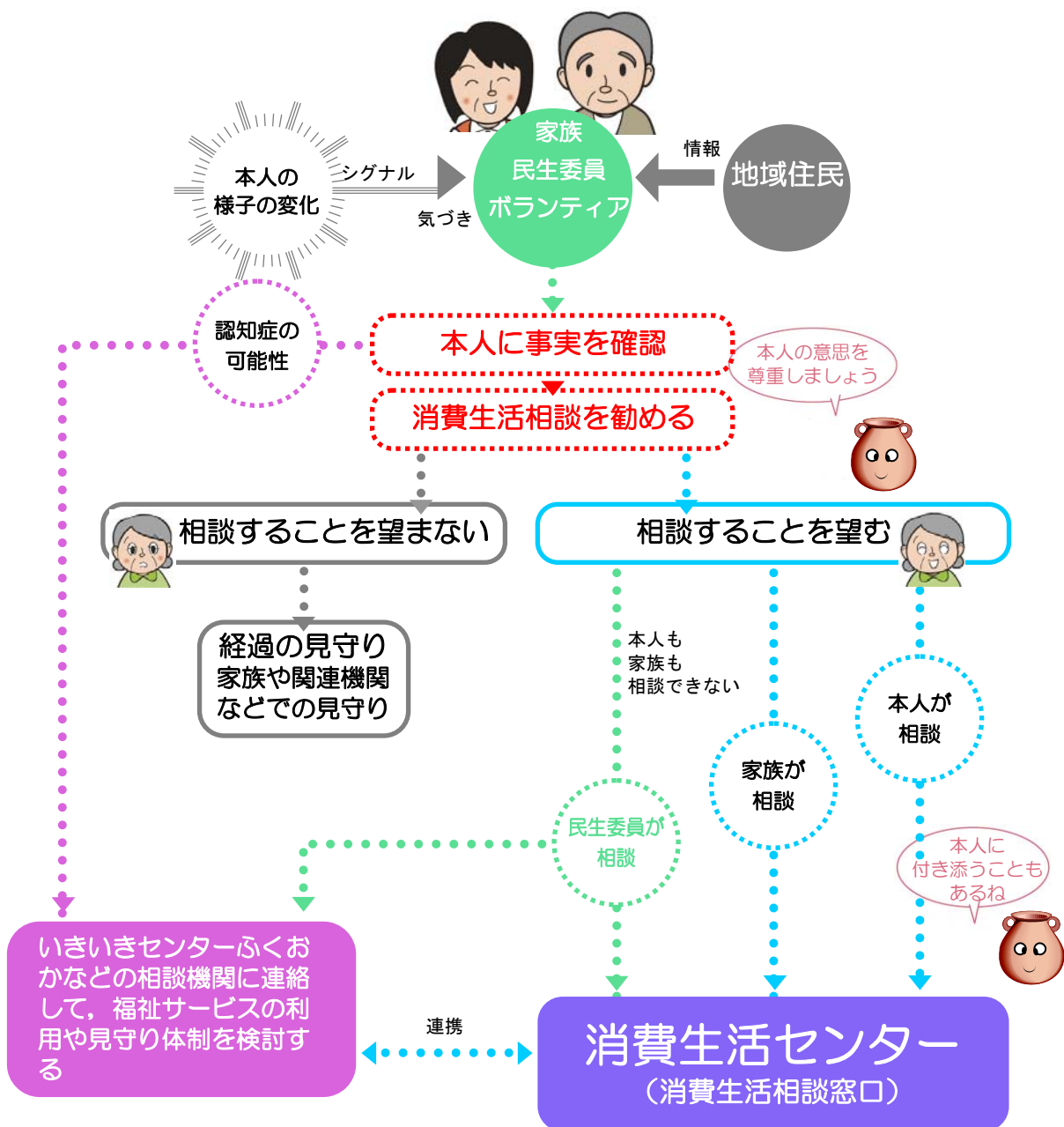
☞急にお金に困りだした場合は、高額な商品や投資の契約をしている場合があります。消費者金融からの請求書などがある場合には多重債務におちいっている可能性もあります。そのような場合は、すぐに消費生活センターに相談する必要があります。

## 4. 悪質商法被害を見つけたときには……

悪質商法の被害を見つけたときにどうするかは、被害にあった高齢者の意思を尊重することが何よりも大切です。これを無視して、自分の思いだけで行動すると、親切で行ったのに思わぬトラブルになってしまうこともあります。

下のフローチャートを参考に対応しましょう。

### 悪質商法被害を発見した際の フローチャート



## 5. 悪質商法被害の未然防止のために

悪質商法被害は、解決までには時間がかかることが多く、嫌な思いをすることもあります。被害にはあわないのが一番です。

そのためには、常日頃から情報を集め、悪質商法の手口を知り、それを高齢者に伝えていくことが大切です。

福岡市消費生活センターでは、新聞やテレビ、ホームページ(検索サイトで「福岡市消費生活センター」を入力してクリック)を通して主に市内で発生した悪質商法の情報を提供するとともに、公民館・市区社会福祉協議会・いきいきセンターふくおかなどに、月に1回悪質商法被害などの情報を送っています。悪質商法の手口と対処法についての出前講座も地域からの要請に応じて開催しています。

独立行政法人 国民生活センターでも、新聞やテレビ、ホームページ(<http://www.kokusen.go.jp/>)を通して最新の悪質商法情報を提供しています。また、メールマガジン「見守り新鮮情報」も発行しています。

ぜひご活用下さい。

## 6. 悪質商法被害のご相談は福岡市消費生活センターへ

福岡市消費生活センターでは、商品・サービスの契約や販売方法、品質、表示などについての消費者相談を行っています。また、消費者被害の未然・拡大防止を目的に、出前講座をはじめ各種消費者講座の開催や情報誌の発行などを通じて、消費生活情報を提供しています。各種消費生活関連パンフレットやチラシなどの提供も行っています。

### 福岡市消費生活センター相談コーナー

TEL: 092-781-0999

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ7階

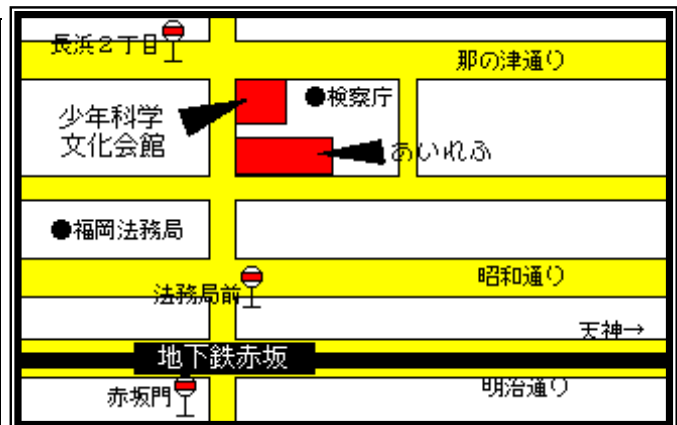
電話相談：平日(祝日を除く)

第2・4土曜日(祝日を含む)

9時～17時

来所相談：平日(祝日を除く) 9時～17時

※電話番号のかけ間違いにご注意ください。



## 7. 消費生活センターは多重債務のご相談も受け付けています

借金が返済できずに、返済のための借金を繰り返していると、多重債務におちいってしまいます。借金の問題は、債務整理をすることで必ず解決できます。借金の問題で悩んでいる方がいたら消費生活センターをご案内ください。

